

国交振会報

Kanramachi International
Friendship Association

発行 公益財団法人甘楽町国際交流振興協会
発行日 2013年12月6日
事務局 甘楽町役場企画課
TEL 0274-74-3131 No.80



30th Anniversary 第12次使節団チェルタルド市訪問

イタリア共和国チェルタルド市との友好親善姉妹都市協定締結30周年をむかえ、2013年10月、茂原町長を団長として、当協会からは理事長ほか2名が訪伊し、チェルタルド市で開催された記念式典・記念行事に出席しました。10月22日に催された式典では、在イタリア日本国大使館公使、歴代チェルタルド市長及び関係者が参列する中、茂原町長とカンピノーティ市長により、これから友好交流の努める旨の再確認書の調印が行われました。



30周年記念式典(チェルタルド市プレトリオ宮殿)

この記念の年に、さらに友好を深めていこうと、チェルタルド市に「国際文化交流推進協会」が誕生しました。この協会は、チェルタルド市の民間有志で組織され、甘楽町でいうところの「国交振」のような役割を担っています。式典では、両協会を代表して、富岡理事長とリド・オルシ会長が、互いに協力し、これまで育ててきた「貴重な友情の花」を咲かせ続けようとする共同宣言書を高らかに読み上げ、署名を行いました。

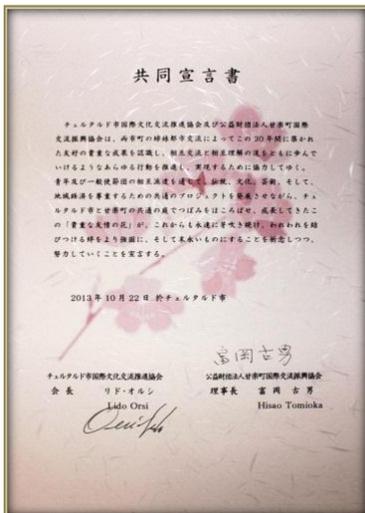
この記念の年に、さらに友好を深めていこうと、チェルタルド市に「国際文化交流推進協会」が誕生しました。この協会は、チェルタルド市の民間有志で組織され、甘楽町でいうところの「国交振」のような役割を担っています。式典では、両協会を代表して、富岡理事長とリド・オルシ会長が、互いに協力し、これまで育ててきた「貴重な友情の花」を咲かせ続けようとする共同宣言書を高らかに読み上げ、署名を行いました。

～リド・オルシ会長の挨拶～

チェルタルド市国際文化交流推進協会は、甘楽町との30周年を機に、情熱とやる気をもった協会として立ち上がりました。市と協力して交流を進めていきます。そして、甘楽町国際交流振興協会と力を合わせながら活動したいと思います。両市町にそれぞれの協会ができたことで、新しい姉妹都市関係ができた嬉しく思っています。



握手する富岡理事長とオルシ会長



記念の品として、チェルタルド市協会シンボルマークの入った飾り皿が、甘楽町協会へサプライズプレゼントとして贈られました。



記念の皿

【第12次チェルタルド市訪問使節団】

甘楽町長	茂原 莊一
町長夫人	茂原 美代子
教育長	柴山 豊
教育長夫人	柴山 正子
国交振 理事長	富岡 古男
理事長夫人	富岡 しづゑ
国交振 副理事長	新井 順子
国交振 常務理事	吉田 功
随員(町総務課)	森平 仁志
通訳	一ノ瀬 俊和

その晩の夕食会は、チェルタルド交流協会主催で催され、150人を超える方々が集まり、役員のみなさんは家族総出で、使節団をもてなしてくれ、姉妹都市30周年を共に祝いました。そして、茂原町長と富岡理事長にチェルタルド交流協会特別会員証が贈られました。



記念夕食会(チェルタルド市多目的センター)



エルトルピア協会「ボッカチオのある説話」寸劇上演(チェルタルド・アルト地下倉庫)

30年の友好

副理事長 新井順子

30周年記念パーティーには、今まで交流に関わった多くの方々が参加してくださり、あちこちで笑顔の再会が見られました。私も、28年前に第一次中学生研修団の随行者として訪れたとき、ご自宅で手料理をご馳走して下さい、バンニ元市長の奥様にお会いできました。通訳のお嬢さん(日本人)は一ノ瀬先生の生徒で、「息子の婚約者なの」と奥様が嬉しそうに教えてくれました。30周年。その間に彼女も私も母になり子を育て姑になって、顔に皺も作りました。そして若い人達が交流を繋ぎ広げてくれる。大きな財産を私達は持っているのだと誇らしく感じました。

チェルタルドの誇り ボッカチオ生誕700年

2013年は、チェルタルド市が生んだ偉大な作家ジョヴァンニ・ボッカチオの生誕700年にあたり、使節団訪問中に「ボッカチオ生誕700年祭」が盛大に催され、使節団もその重要な記念行事に参列されました。

Omaggio a Giovanni Boccaccio 来春、甘楽町で記念行事を開催

30年の記念の年に、甘楽町でも記念事業が予定されています。

来春2月1日に挙行される30周年記念式典には、チェルタルド市から使節団をお迎えします。また、ボッカチオの代表作「デカメロン」の場面や登場人物を描いた「ボッカチオ生誕700年記念絵画展」が開催されます。

当協会でも、30年の友好交流、またチェルタルド市国際文化交流推進協会設立を祝う歓迎記念パーティーの開催が予定されております。



～税法上の優遇措置についてのお知らせ～

新たな税額控除制度により、このたび当協会に対する個人のみなさまからの寄附金(会費含)が、「税額控除」の対象となり、所得税額から控除できるようになりました。確定申告の際に、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択することができます。「税額控除」を希望される方には、確定申告書に添付する「税額控除証明書」を発行しますので、お手数ですが事務局(役場企画課企画調整係 TEL 74-3131 内線 241)へご連絡ください。なお、詳細については同封の「税法上の優遇措置について」をご覧ください。